

## 公述書

### 藻別川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について

#### 【公述（意見） 1】

今回の規制措置について、サケ・マス資源の現状を考慮すれば、極めて妥当な判断であると考えます。河口はサケ・マスの遡上経路であり、ここを規制することが資源保護に大きく寄与することは明白です。遡上経路に立ち塞ぎ、遡上経路に掛けを投げ入れ、サケ・マスを釣り上げる行為は、遡上に強い影響を与える懸念があります。

そもそも、河川内でのサケ・マス釣りが禁止されてにもかかわらず、遡上経路である河口での釣りが許されている制度上の矛盾があります。また、本件は他の河川でも同様にすべき課題です。それぞれの河川の特性や資源状況を踏まえ、早急な検討が求められます。

100mの距離設定については、遡上行動を考慮すると十分広いとは言えませんが、釣人側から見れば楽しみを確保しつつ、資源への配慮も両立できる距離とも言えます。

以上のことから措置は漁業資源保護と制度の整合性という観点から、極めて妥当であると意見します。

#### 【公述（意見） 2】

本道各地区で増殖事業によりサケ・マスの資源づくりが行われていますが、最近のサケの来遊数は減少傾向が続いており、増殖用（放流用）の種卵が不足する地区が全道的に増えてきています。紋別市のあるオホーツク中部地区でも、最近10年間のうち7年で捕獲計画数を下回る捕獲数にとどまっており、増殖用種卵を確保することが厳しい状況が続いています。こうした状況を踏まえ、国や道での不漁対策に関する検討会では、サケの資源回復対策としては環境変化への対応や野生魚の活用が重要であると結論しています。

カラフトマスは来遊数の減少がさらに深刻であり、令和6年のオホーツク管内では採卵計画数の1%にも満たない数の卵しか確保できませんでした。カラフトマスは放流魚よりも自然産卵由来の魚のほうが多いことが知られており、自然産卵由来の親魚が捕獲河川に遡上して増殖事業にも貢献していることが最近の調査研究でわかってきています。そのため、カラフトマス資源の枯渇を防ぐには野生魚の保護が重要であると考えられます。

藻別川はサケ、カラフトマスが遡上し、良好な産卵環境が残る河川であることが知られています。上に述べたように増殖事業により資源回復を図る上でもサケ、カラフトマスの野生魚を保護することが必要不可欠ですので、今回の藻別川河口付近における採捕の制限は極めて重要かつ妥当な措置であると考えます。

## 公述書

### 藻別川の河口付近におけるさけ・ます採捕の制限について

#### 【公述（意見） 3】

1つめとして今回の採捕制限は釣り場の規制になりますが、規制が実施されると、釣り人から釣り場所を奪うこととなります。つまり、釣り人を排除する計画となります。配付資料にも期間中に約1500人の釣り人が利用されております。規制されると藻別川河口を利用されていた1, 500人もの大勢の釣り人が行き場所を失うことにつながりますので、代替地のご検討をお願いします。具体的には現在の規制状況として、漁業調整規則及び海区委員会指示での規制箇所を、期間の緩和や場所の解除など見直しのご検討をお願いします。

2つめとして、過去の流れから今回お示しされた規制は委員会指示などで規制されると思われませんが、そうなった際には、藻別川周辺の漁業者の漁獲方法についても、ご検討をお願いします。漁業者も網の設置場所や設置時期など、ご検討いただき、川への遡上を増やし野生資源を増やす取り組みを漁業者も今までとは違う漁獲方法について見直しのご検討をお願いします。

3つめとして、今回の規制の目的について漁獲ではなく、親魚を川に遡上させて自然再生産による野生魚を増やす取り組みと示されています。今までの川の自然環境をあまり意識しない孵化放流事業とはちがって、野生魚の資源回復を目的としていることから評価できる取り組みであります。今回の規制は他の河口規制と比較しても最小限と考えられる河口規制両岸それぞれ100mについてはやむを得ないと考えています。その上で、単純に親魚を川の産卵適地に遡上させるだけではなく、河川管理者とも協議を行い、産卵・繁殖環境を河川管理者など見守る取り組みを行ってください。産卵時期の9月以降は川底に受精卵が産み付けられる産卵床を、翌春の稚魚が泳ぎ出尽きるまでの期間、つまり9月～5月までの9ヶ月間は河川工事を行わないなど、濁水も含めて産卵床周辺の流況を変えないなどをお願いします。

最後に、魚が増えることは釣り人も願っていることです、しっかり繁殖環境を管理していただくとともに、計画する野生資源回復の取り組み状況をモニタリングして各世代ごとの経年変化などの資料の公表をお願いします。